

後見等事務活動報告書 (後見類型記入例)

(西暦) 年 月 日

報告者氏名 _____

本人氏名 _____

※ただし、ばあとなあへの提出はケース番号のみ記載

私に付与された代理権・同意権は以下のとおりです。

1. 代理権・同意権等 (後見類型は記載不要) : 保佐 補助 任意後見 委任事務 (任意後見)

●代理行為目録: 代理権がある項目 あり (下の項目にもチェック) なし

不動産関係 預貯金関係 保険に関する事項 相続関係 医療契約 介護・福祉サービス契約

施設等入所契約 要介護認定申請及び認定関係 支払に関する事項 訴訟行為

行政機関発行証明書申請受領 税金申告・納付 登記登録申請 訴訟代理人への特別授権

その他 (内容: _____)

●同意行為目録: 同意権 (取消権) がある項目 あり (下の項目にもチェック、保佐類型は記載不要) なし

預金払戻し 金銭消費貸借契約の締結 債務保証契約の締結 不動産の売却 不動産抵当権の設定

商品・証券取引 通信・訪問販売契約 クレジット契約 金銭無利息貸付 訴訟行為 和解・仲裁合意

相続の承認等 贈与・遺贈の承認 新築、改築、増築、大修繕

民法 602 条に定める期間を超える賃貸借

私が本人の生活の維持並びに向上のために行った一年間の主な行為は、以下のとおりです。

2. 本人への面会	私は原則、月 1 回訪問しております ^(注2) 。しかし月 1 回以下、もしくは月 1 回以上となった場合、その理由は以下の通りです。 月 1 回以下の理由: (冬期間はインフルエンザ予防により面会が制限されたため) 月 1 回以上の理由: <input type="checkbox"/> 行政手続き等により本人に面会の必要が発生 <input type="checkbox"/> 本人の現金管理能力に応じて、___週毎に訪問が必要 <input type="checkbox"/> 入退院の対応のため その他 (_____)
3. この一年間の本人の生活概況について	特別養護老人ホーム入所中。要介護5、意思疎通不可。
4. 本人の経済状況、および直近一年間に行った財産管理支援の内容 <input type="checkbox"/> 財産管理の代理権がないため記載できない。	①直近の家庭裁判所への報告年月日 (初回報告含む) (西暦) 2021年 6月10日 ②財産目録上の預貯金・現金合計額 前回 (申立時) 家裁報告額 (A) <u>260,000</u> 円 今回 (初回) 家裁報告額 (B) <u>198,000</u> 円 差額 (B-A) <u>-62,000</u> 円 (収支: <input type="checkbox"/> 黒字 <input type="checkbox"/> 均衡 <input checked="" type="checkbox"/> 赤字) ③変動の主な理由: (入院費、オムツ代等日用品費) ④財産管理支援の概要は以下のとおりです。 年金管理、施設の利用料の引き落とし。医療機関への入院費の支払い。福祉金の申請等

<p>5. この一年間に行った身上保護の概要について（関係者等との調整内容、手続き支援も含む）</p>	<p>身上保護の概要は以下のとおりです。 （※定期的な訪問で行っていること、調整・手続き等の他、特別な状況について） 要介護5、ほぼ寝たきりで意思疎通不可。この1年間で肺炎による入院が数回あり、医療機関との契約や、施設との受診時の情報連絡などを行った。</p>
<p>6. この一年間の介護サービスおよび医療・看護に対する本人の意思・意向について</p>	<p>① 本人の意思・意向（表明が困難な場合、推定される意思や客観的ニーズ）^(注3) 現在は意思疎通不可だが、入所前に延命を希望していないと本人が主張していたとの当時のケアマネからの情報あり。 ② 本人の意思・意向に対する報告者の方針および行為^(注4) 特別養護老人ホームの入所継続と必要時の医療機関への利用。医療行為については、本人の意思を踏まえた上で、主治医の判断をいただいている。</p>
<p>7. この一年間の住居環境（施設や医療機関も含む）に対する本人の意思・意向について</p>	<p>① 本人の意思・意向（表明が困難な場合、推定される意思や客観的ニーズ） 意思疎通不可。適切なケアを受けたい。長期入院は望まない。 ② 本人の意思・意向に対する報告者の方針および行為 現在の施設の入居継続と必要時の医療機関の利用。</p>
<p>8. その他の活動（就労・教育・リハビリ等）</p>	<p>① 本人の意思・意向（表明が困難な場合、推定される意思や客観的ニーズ） 意思疎通不可。レクなどには参加できないが、入所前から好きだったラジオを流しておいてほしい。 ② 本人の意思・意向に対する報告者の方針および行為 廃用予防に努め、施設側で対応いただくよう申し入れている。</p>
<p>9. 家族・親族等との状況について ※親族等とは、知人などのインフォーマルな関係も含む</p>	<p>① 現状 夫が10年前に死亡。子供は一人いるが遠方で病弱のため来園することができない。 ② 現状に対する判断や対応したこと、または今後の対応等について 遠方の長男と定期的に連絡をとり、医療行為や看取りでの意見をいただいている。</p>
<p>10. 前回報告以降、本人の心身の状態の変化^(注5)</p>	<p><input type="checkbox"/>特変なし／<input checked="" type="checkbox"/>変化あり（以下に状況を記載してください） 肺炎により入退院を繰り返しており、身体の状態は悪くなってきている。</p>
<p>11. 上記以外に報告したい事項</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/>特になし／<input type="checkbox"/>課題あり（以下に状況を記載してください）</p>
<p>12. 次回報告までの後見事務計画 ※終了報告の場合は終了事務の報告、辞任の場合は辞任に至った経緯と引き継ぎの状況 【①②とも記入必須】</p>	<p>① 身上保護 医療行為や看取りについて親族と相談し、本人にとって一番良い方法で環境を整えていきたい。 ② 財産管理 厚生年金で課税。不足分は夫の残した預貯金で入所費用を拠出している。ここ1年は入院回数も多く、医療費もかかっている。</p>

報告は以上です。

以上の2枚について、受任者は毎回記入し、家庭裁判所・ぱあとなあ事務局へ、それぞれの提出期限内にその他の報告書（家庭裁判所へは財産報告書等、ぱあとなあへは個別報告書等）とともに提出してください。

（注1） 後見類型は包括的な代理権がありますが、保佐・補助に関しては特定の法律行為について代理権を行使することができ、代理権の範囲に応じて、その代理権に付随する部分的な権利を有するものといえます。審判内容の権限以外は無権になります。

（注2） ぱあとなあ北海道では月1回の定期面会を勧奨しています。月1回以外の理由の記入は、少ない場合は身上保護が適切に行われているか、多い場合は交通費の拠出に鑑み、その訪問は適切であったかを振り返っていただくためです。

（注3） 本人の意思・意向は具体的に聞き取った内容を記載してください。なお、本人の意思表示が困難な場合は、本人が表明困難になる前にすでに表明していた意思やそれから推定される意向、また、どのような関係者と意思決定（代行決定）のために協議したのか、その過程や内容、想定されるニーズ等を記載してください。

（注4） 本人の意思・意向に対する報告者の方針および法律行為、事実行為も含めて、対応したことを記載してください。

（注5） 入院した、引っ越しした、就労支援に通うようになった、歩行能力が改善した、家族の誰とは関係が改善した、などを記載してください。

【 ぱあとなあに対する質問 】

※後見業務に対する疑問や不安等、あれば以下に記載し、報告書と一緒に提出してください。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

※2月末日までに提出された一般的な質問に対する回答は、4月中を目途にホームページ（会員専用ページ）に掲載予定です。

なお、個別な質問については各地区支部運営委員よりご連絡させていただく予定です。